



日本キャリア
環境関連物質リスト
第1.0版

《表1》 日本キャリア環境関連物質リスト ランクA:禁止物質(群)

番号	物質(群)名	日本キャリアへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法(製造禁止)
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するものに限る)	特定アミンとして 0.003 重量% (30ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%(100ppm)(注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1 重量%(1000ppm)(注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1 重量%(1000ppm)(注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1 重量%(1000ppm)(注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質(例:CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等)	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類 (略称:PBB 類)	0.1 重量%(1000ppm)(注1)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (略称:PBDE 類)	意図的添加の禁止かつ 0.1 重量%(1000ppm)(注1) または 0.001 重量%(10ppm)(注9)	化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則(注7) EU RoHS 指令 EU POPs 規則
A10	ポリ塩化ビフェニル類 (略称:PCB 類)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A11	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上のものに限る)(注3)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法

番号	物質(群)名	日本キャリアへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A13	一部(炭素鎖長 10~13)の 短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または 0.1 重量%(1000ppm)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A14	トリブチルスズ(略称:TBT)、 トリフェニルスズ(略称:TPT)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm)(注 4)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
A15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (略称:TBTO)	意図的添加の禁止または 0.1 重量%(1000ppm)(注 4)	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属 書 XVII
A16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A17	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (別名:PFOS)とその塩、及び関連物 質	[PFOS とその塩] 意図的添加の禁止かつ 0.0000025 重量%(0.025ppm) [PFOS 関連物質] 意図的添加の禁止かつ PFOS 関連物質の合計で 0.0001 重 量%(1ppm)	化審法 第一種特定化学物質(注 8) EU POPs 規則
A18	欠番		
A19	ポリ塩化ターフェニル (略称:PCT 類)	0.005 重量%(50ppm)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
A20	三置換有機スズ化合物 (A14,A15 を除く)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm)(注 4)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
A21	フマル酸ジメチル(略称:DMF)	0.00001 重量%(0.1ppm)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
A22	ジオクチルスズ化合(略称:DOT)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm)(注 4, 5)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
A23	ジブチルスズ化合物(略称:DBT)	スズとして 0.1 重量%(1000ppm)(注 4, 5)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
A24	ヘキサブromoシクロドデカン (略称:HBCDD)	意図的添加の禁止かつ 0.0075 重量%(75ppm)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A25	多環芳香族炭化水素(PAHs) (BaP,BeP,BaA,CHR,BbFA,BjFA,BkFA, DBAhA)	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%(1ppm)(注 5)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
A26	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (略称:DEHP)	0.1 重量%(1000ppm)(注 6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属 書 XVII
A27	フタル酸ジブチル(略称:DBP)	0.1 重量%(1000ppm)(注 6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属 書 XVII
A28	フタル酸ブチルベンジル (略称:BBP)	0.1 重量%(1000ppm)(注 6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属 書 XVII

番号	物質(群)名	日本キヤリアへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A29	フタル酸ジイソブチル (略称: DIBP)	0.1 重量%(1000ppm) (注 6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属 書 XVII
A30	リン酸トリアリールイソプロピル化物 (略称: PIP(3:1))	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則 (注 7)
A31	ペルフルオロオクタン酸 (別名: PFOA)とその塩、及び関連物 質	[PFOA とその塩] 意図的添加の禁止かつ 0.0000025 重量%(0.025ppm) [PFOA 関連物質] 意図的添加の禁止かつ PFOA 関連物質またはそれらの組み 合わせで 0.0001 重量%(1ppm)	化審法 第一種特定化 学物質 EU POPs 規則
A32	欠番		
A33	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (別名: PFHxS)とその塩、及び関連物 質	[PFHxS とその塩] 意図的添加の禁止かつ PFHxS とその塩が 0.0000025 重量 (0.025ppm) [PFHxS 関連物質] 意図的添加の禁止かつ PFHxS 関連物質の合計で 0.0001 重 量%(1ppm)	スイス化学品リスク低 減条例 化審法 第一種特定化 学物質 EU POPs 規則
A34	デクロランプラス	意図的添加の禁止かつ 0.0001 重量%(1 ppm) (注 10)	化審法 第一種特定化 学物質 EU POPs 規則
A35	UV-328	意図的添加の禁止かつ 0.0001 重量%(1 ppm) (注 10)	化審法 第一種特定化 学物質 EU POPs 規則
A36	中鎖塩素化パラフィン(略称: MCCPs) (炭素数 14~17 までのものであって、 塩素含有率 45 重量%以上のものに限 る)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化 学物質 POPs 条約
A37	長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9- C21 PFCAs)とその塩、及び関連物質	炭素数 9~14 の場合 [C9-C14 PFCAs とその塩] C9-C14 PFCAs とその塩の合計で 0.0000025 重量%(25ppb) [C9-C14 PFCAs 関連物質] C9-C14 PFCAs 関連物質の合計で 0.000026 重量%(260ppb)	EU REACH 規則 付属 書 XVII
		炭素数 9~21 の場合 意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化 学物質 POPs 条約

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

- (注1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。
- (注2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物)の総量として重量比で0.1 重量%(100ppm)を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
- (注3) 塩素数 1 は EU POPs 規則の対象となる EU 仕向けのみを対象とします。他地域向けについては、塩素数 ≥ 2 を対象とします。
- (注4) 算出する場合の分子は金属スズ(Sn)としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位(DBT のみ混合物も含む)とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。
- (注5) EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。
- (注6) EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途(将来的に認められる使用可能用途を含む)に限り、含有禁止の除外とします。
- (注7) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第 6 条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。
- (注8) 化審法において、PFOS 関連物質は指定対象外です。
- (注9) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)規制対象となる場合、ポリ臭化ジフェニルエーテル類(臭素数 10 に限る)の濃度が 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。EU RoHS 指令規制対象となる場合、ポリ臭化ジフェニルエーテル類の濃度が均質材料を分母として 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。EU POPs 規則規制対象となる場合、ポリ臭化ジフェニルエーテル類(臭素数 4~7, 10 に限る)の合計濃度が 0.001 重量%以上の含有を禁止とします。
- (注10) EU POPs 規則では、以下のように指定日以降、デクロラプラス及び UV-328 を意図的に閾値以上含有する製品の製造・上市・使用を禁止しています。日本キャリアでは、すでに適用が開始されている日を除き、適用開始日の 1 年前から当該製品の納入を禁止しています。

物質(群)名	閾値	適用開始日
デクロラプラス	0.1 重量%(1000ppm)	2025/10/15
	0.0001 重量%(1ppm)	2028/4/16
UV-328	0.01 重量%(100ppm)	2025/8/4
	0.001 重量%(10ppm)	2027/8/4
	0.0001 重量%(1ppm)	2029/8/4

《表2》 日本キャリア環境関連物質リスト ランクB:管理物質(群)

番号	物質(群)名
B01	臭素系難燃剤(PBB 類(A08)及びPBDE 類(A09)を除く)
B02	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分)
B03	フタル酸エステル類(DEHP(A26)、DBP(A27)、BBP(A28)、DIBP(A29)及び(B07)で指定されたフタル酸エステル類を除く)
B04	パーフルオロカーボン(略称:PFC 類)
B05	ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC 類)
B06	六フッ化硫黄
B07	EU REACH 規則の SVHC(認可対象候補物質)(注 11)
B08	米国 TSCA PBT 規則(5 物質)(DecaBDE(A09)、及び PIP(3:1)(A30)を除く)(注 12)
B09	テトラブロモビスフェノール A(略称:TBBPA)
B10	欠番
B11	欠番
B12	欠番
B13	PFAS(ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物)
B14	欠番

(注11) EU REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(注12) 米国有害物質規制法(The Toxic Substances Control Act, TSCA)第 6 条(h)項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性(PBT)を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

<改訂履歴>

版数	発行年月	理由及び改訂内容
1.0	2026年4月	<p>担当部門名の変更 日本キャリア環境関連物質リストを第 1.0 版として新規発行 日本キャリア環境関連物質リストの見直し</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・PBDE (A09) の閾値を変更し、(注 9) を新規追加 ・PFOS (A17) と PFOSF (A18) を統合 (PFOSF (A18) は欠番) ・HBCDD (A24) の物質 (群) 名を変更 ・PFOA (A31) の閾値の表記を見直し (閾値は変更なし) ・PFHxS (A33) の閾値の表記を見直し (閾値は変更なし) ・デクロランプラス (A34) の閾値を変更し、(注 10) を新規追加 ・UV-328 (A35) の閾値を変更し、(注 10) を新規追加 ・MCCP (B10) をランク A に引き上げ、MCCP (A36) を新規追加 ・C15-C21 PFCA_s (B14) をランク A に引き上げ、C9-C14 PFCA_s (A32) と統合 & C9-C21 PFCA_s (A37) を新規追加

日本キャリア株式会社

Japan Supply Chain

技術法規・ナレッジ管理部

EH&S部